

奨学金・修学資金制度を設けている施設

医療機関・介護関係事業所名	奨学金の名称	対象者・貸与要件	貸与予定人員	貸与月額/貸与範囲	貸付期間	返還免除の条件	奨学金に関する問い合わせ先
那賀町	那賀町もんでこい奨学金	・保護者が那賀町に3年以上居住し、引き続き在住の見込がある者である。 ・向学心旺盛、学業成績優秀な者。 ・申請世帯員と連帯保証人に公金の滞納がないこと。 ※平成30年度より、高等学校から看護師を養成する学校(上限5年)の学生も対象となりました。	年間8名程度	月額50,000円以下	最短修業期間 ※高等学校から看護師を養成する学校(上限5年)	看護師免許を取得し、奨学生願書に記載された学校を卒業後3年以内に、那賀町内の医療機関等に看護師として勤務した者は、在職期間について町が翌年度の奨学金の返還を奨学生に代わり行う。 ※勤務先で証明していただく「就労証明書」を毎年4月10日までに提出してください。 那賀町内の医療機関等で看護師職として就労証明があった月数(1ヶ月満たない月は切り捨て)に応じて翌年度の奨学金返還金を那賀町(保健医療福祉課)が支払います。	担当者： 教育委員会 奨学金担当 連絡先： 0884-62-1106
徳島県医師会	徳島県医師会看護師等修学資金	徳島県立総合看護学校(准看護学科)または三好市医師会准看護学院に在学している者で、次の要件を満たす者 (1) 免許取得後、徳島県医師会員の運営する施設(修学資金返還免除施設)で、看護職員として働く意思のある者 (2) 勉学の意欲がおう盛で、心身共に健全である者 (3) 償還が確実であると認められる者 (4) 他の奨学金制度を利用していない者	数名	(月額) 25,000円	1年間 次年度(進級)も貸与を希望する場合は、審査により決定	(1) 卒業後1年以内に免許を取得し、その後直ちに、修学資金返還免除施設において、引き続き5年間業務に従事したとき (2) 修学資金免除施設における従事期間が5年に満たない間に、業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	連絡先： 088-622-0264
社会医療法人あいざと会 藍里病院	社会医療法人あいざと会看護資格者奨	学資金は心身健全、成績優秀で将来有能な看護師、准看護師になると認められる者で、次の各号に該当する者に対し、選考のうえ、支給する。 (1) 当病院に在職中の方で学校または養成所に進学を希望し、卒業後も当病院に看護師、准看護師として勤務できる者 (2) 学校または養成所に在学または入学が決定した方で、卒業後看護師、准看護師として当病院に勤務できる者	審査により決定	60,000円	学校または養成所の 修学期間	学資金の支給を受けた者が、当病院において支給した期間を超え、引き続き勤務したときは免除。支給した期間以内で退職したときは、その期間に応じて支給した学資金を返還。ただし、やむを得ない事情により退職する場合は、その額を軽減できる。	担当者氏名：日下聖三 連絡先：藍里病院事務部 TEL088-694-5151 メールアドレス：aizato@shirt.ocn.ne.jp
亀井病院	看護学生奨学金	①看護師養成校に在学している者及び来春入学を予定する者で、卒業後、当院に就職を希望する者 ②法人に勤務する准看護師で、通信制2年課程の専門学校に在学している者及び来春入学を予定する者 ③法人に勤務する者で、勤務年数1年以上かつ勤務状態が優良であると認められ、看護師又は准看護師養成校への進学を希望する者	選考により3名程度	月額50,000円	看護教育施設に在学する期間	卒業後、貸与を受けた期間と同じ期間を常勤として勤務した場合	担当者氏名：冨永 正和 連絡先：088-668-1177
そよかぜ病院	医療法人清流会 看護学生奨学金 そよかぜ病院	将来、当法人の看護師として業務に従事しようとする看護学生	1～2名	①入学金 ②授業料 ③教科書代金 ④制服代金	在学期間中	当法人での業務に従事した期間の年月が免許取得後満5年の年月に達したとき	担当者氏名：看護師長 中山 連絡先：088-631-5135

医療機関・介護関係事業所名	奨学金の名称	対象者・貸与要件	貸与予定人員	貸与月額/貸与範囲	貸付期間	返還免除の条件	奨学金に関する問い合わせ先
宮本病院	宮本病院奨学金	看護学生	2名	30,000円	在学期間、卒業時まで	免許取得後、当院への就職を希望する場合	連絡先:0884-44-4343
寺沢病院	育英奨学金制度	県内看護学校就学する学生で卒業看護師として当院に就業する意思のある方	2名	月額30,000円	上限3年	在学期間と同等の期間就業の場合	担当者氏名:歳清典子 連絡先:088-662-5311
芳川病院	医療法人悠福会 看護師奨学金制度	看護師の資格を取得するため、その養成機関に入学または在学するもので、次の各号の条件にいずれも該当し、理事長が当人へ補助することが法人運営上必要かつ有効と認めたものとする。(1)言動が正しく、成績が優れ、かつ心身が健康であること。(2)卒業後も看護師として当法人に勤務する意思を有すること。(3)他病院の奨学金を受けていないこと。	審査により決定	月3万円その他、入学金、教科書代も貸付対象	各養成機関に在学する期間で、認定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。	看護学校を卒業後、当法人の看護師として3年間勤務した場合に全額返還免除されます。	担当:医療法人悠福会 芳川病院 総務課 連絡先:088-699-5355
特別養護老人ホーム山城荘	職員資格取得助成金	助成金の支給対象者は、法人に勤務する職員であって、新たに資格を取得した者とする。ただし、社会福祉士、社会福祉主事任用資格については、理事長が前もって資格を取得することを承諾した者に限る。 (対象資格) (1)社会福祉士 (2)社会福祉主事任用資格 (3)介護支援専門員 (4)介護福祉士 (5)管理栄養士 (6)その他職務上必要な資格で理事長が認めたもの(看護関連資格含む)	必要数	(助成額等) 助成金の支給額は、対象経費の総額とする。 助成金の支給は、同一人につき年1回に限る。 (対象経費) 受験資格取得のために必要とされる研修の受講料(教材費を含む。)、受験料、資格登録料及び交通費とする。ただし、受験料とそれに要する交通費については、資格取得時に限る。	助成金として支給される。 支給決定の取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする場合 (1)申請者が偽りその他不正行為により助成金を受けたとき。 (2)助成金を受領後3年以内に法人がやむを得ないと認める理由なく一方的に退職したとき。 (3)介護福祉士実務者研修を受講した後5年度以内に資格取得ができなかったとき。	①助成金を受領後3年以上法人内事業所で従事したとき。 ②介護福祉士実務者研修を受講した後5年度以内に資格取得ができたとき。	担当者氏名:西 和代 連絡先:0883-84-1177



令和5年4月現在の情報です。
活用を検討される場合は、各施設に確認してください。